

令和8年度（令和7年度からの繰越分）

「医療情報システムのクラウド化に伴う検討事業」

補助金公募要領

令和8年3月 11 日

厚生労働省医政局医療情報担当参事官室

1 目的

本事業は、病院における情報システムに係る導入・運用費用の低減及び将来的な費用上昇の抑制を図り、病院に限られた経営資源を医療提供に重点的に配分できる体制を整備することを目的とする。このため、クラウドネイティブを基本とする病院向け電子カルテの導入を支援するとともに、次世代病院情報システムの普及に向けた技術面及び運用面における課題の整理並びに、システム構築におけるコスト及びリスクの低減に資する方策の抽出を行う。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) クラウドネイティブ型電子カルテ

医療機関内に設置されたサーバでのシステム運用を前提とせず、国が定める情報セキュリティ基準を満たしたパブリッククラウド環境で稼働することを前提に設計・開発・運用される電子カルテシステムをいう。

このシステムは、次に掲げる特徴を備えていること。

- ① パブリッククラウド環境を活用して医療機関に提供されるものであること。なお、利用するクラウドサービスは、I S M A Pクラウドサービスリストに掲載されているものとする。
- ② マルチテナント方式により、複数の医療機関が同一基盤上で安全に利用できること。

G C A Sガイドに記載されている「公共S a a Sの共通要件にかかる技術方針※」のアーキテクチャ要件のうち、マルチテナントに関する要件を参照し、当該構成を採用したシステムであること。なお、当該マルチテナント要件を満たすシステム構成については、「アーキテクチャ要件を満たすシステム構成例と満たさない例」を参照すること。

※ <https://guide.gcas.cloud.go.jp/general/saas-technical-policy>

- ③ 上記①及び②に関連し、今後、クラウド型電子カルテのアーキテクチャの更なるモダン化の推進に向けた課題整理を行う観点から、本事業においては、次の要件に該当する電子カルテ製品も含めるものとする。

イ SaaS型サービスの提供形態について、医療機関の利用環境に応じてクライアント端末へのソフトウェア導入を伴う方式

ロ マルチテナント方式による複数医療機関の同一基盤上での共同利用について、同一法人の複数施設または複数の地方公共団体・独立行政法人等が共同で同じ製品を導入する場合

- ④ 医療機関の増減や業務量の変化に応じて、システム資源の拡張・縮小が容易に可能であること。

- ⑤ サーバのアプリケーションレベルでの自動復旧機能を備えていること。
- ⑥ 業務中でも業務を停止（データベースの更新その他サービスの質の維持向上のために必要なサービスの提供の一時停止であって、その内容と事前連絡の方法が契約等で定められたものを除く。）させることなく、新機能の追加、既存機能の修正、最新マスターの配布等が随時可能であること。

(2) 補助事業者

補助金の交付決定を受け、本補助事業を実施する病院の開設者をいう。

(3) 3省2ガイドライン

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版」（令和5年5月）及び「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン第2.0版」（令和7年3月）をいう。

3 事業の実施主体

病院

（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。）

4 事業の内容

(1) 新規導入

電子カルテを導入していない病院において、クラウドネイティブ型電子カルテ新規導入に係る経費の一部について補助する。

(2) 更新

オンプレミス型電子カルテからクラウドネイティブ型電子カルテに更新する病院において経費の一部について補助する。

(3) 課題整理

クラウドネイティブ型電子カルテの新規導入または更新に際し、病院および当該製品の電子カルテベンダーからの報告を受けて、クラウドネイティブ型電子カルテの新規導入または更新に当たっての課題を整理する。

2(1)③の要件に該当する製品を導入する場合には、病院を通じて、当該製品の電子カルテベンダーからの報告を受けて、アーキテクチャの更なるモダン化に向けた課題の整理を行う。

5 補助率

4／5以内（補助上限：100,000千円）

6 補助対象経費

(1) 新規導入

- ① クラウドネイティブ型電子カルテ初期セットアップ費用
- ② 部門システムとのインターフェース設計、実装費用
- ③ 情報セキュリティ対策に係る設計、実装費用
- ④ クラウドネイティブ型電子カルテを利用するためのパソコン、モニター、タブレット費用
- ⑤ クラウドネイティブ型電子カルテを利用するためのネットワーク整備費用
- ⑥ クラウドネイティブ型電子カルテに係る職員向けの操作説明、研修、マニュアル作成費用
- ⑦ クラウドネイティブ型電子カルテ利用料（最大3年分）
- ⑧ クラウドネイティブ型電子カルテ導入に係るコンサルティング費用

(2) 更新

- ① データ移行費用（調査・計画費用含む）
- ② クラウドネイティブ型電子カルテ初期セットアップ費用
- ③ 部門システムとのインターフェース設計、実装費用
- ④ 情報セキュリティ対策に係る設計、実装費用
- ⑤ クラウドネイティブ型電子カルテを利用するためのパソコン、モニター、タブレット費用
- ⑥ クラウドネイティブ型電子カルテに係る職員向けの操作説明、研修、マニュアル作成費用
- ⑦ クラウドネイティブ型電子カルテ利用料（最大2年分）
- ⑧ サーバ廃棄費用
- ⑨ クラウドネイティブ型電子カルテ導入に係るコンサルティング費用

※ 職員人件費、電子カルテシステム以外の保守費用（ハード、ソフト）・月額利用料、部門システム費用、インターネット利用料、用途が本事業内容に限定されない機器類及び用品の購入は対象としない。

クラウドネイティブ型電子カルテシステムが、レセプトシステムと一体型であって切り分けることができない場合は、当該システムを補助対象とする。

7 事業の実施期間

補助金交付決定日から令和9年3月31日

8 補助事業の流れ

- (1) 情報提供依頼、参考見積の依頼（申請者⇒事業者）
- (2) 交付申請書の提出（申請者⇒厚生労働省）
- (3) 交付決定（厚生労働省⇒申請者）
- (4) 一般競争入札（原則）最低価格落札方式又は総合評価落札方式
指名競争入札又は随意契約
- (5) 契約、導入、支払
- (6) 実績報告書の提出（申請者⇒厚生労働省）
- (7) 交付確定、補助金の交付（厚生労働省⇒申請者）

9 提出書類

第1号様式

収入支出予算書抄本

見積り書

直近決算年度の財務諸表又は確定申告書（法人化していない場合）

10 提出期間

令和8年4月1日（水）から令和8年4月30日（木）

提出先：dx-hojo@mhlw.go.jp

（電子メールで提出すること。）

問合せ先

厚生労働省医政局 医療情報担当参事官室 赤池・小山

Tel : 03-6812-7837

Mail : dx-hojo@mhlw.go.jp

※問合せは、月曜日～金曜日（祝祭日を除く。）の午前9時30分～午後6時15分（午後0時15分～午後1時15分を除く）とする。

11 事業実施者の評価

(1) 評価の方法

実施事業者の採択については、厚生労働省において要件を満たしているかを確認した後、事業計画等の内容を評価する。評価に当たっては、書面評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に実施事業者を採択する。

(2) 評価の観点

- ① 計画内容が本事業の目的に合致しているか。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員、経営基盤、資金等の管理能力を有しているか。
- ③ 本事業の実施方法、実施スケジュールが現実的かつ具体的であるか。
- ④ 本事業の実施方法等について、成果を高めるための効率的な工夫が見られるか。
- ⑤ 本事業に必要な経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑥ 予定するクラウドネイティブ型電子カルテのアーキテクチャが要件を満たすか。
- ⑦ 応募事業者は厚生労働省が進める医療DX推進施策に対応する予定があるか。
- ⑧ 調達やシステム導入過程において生じた課題や知見を他の病院が参照できるようにまとめ、厚生労働省に提出することに協力する予定があるか。
- ⑨ 導入するクラウドネイティブ型電子カルテはノンカスタマイズを予定しているか。
- ⑩ 医療情報ネット（ナビイ）の登録状況

(3) 評価結果の通知

評価の結果については、厚生労働省の審査終了後、採択または不採択が決定した場合は速やかに応募事業者へ通知する。なお、補助金については、実施事業者への採択通知後に必要な手続きを経て、正式に交付決定を行う。

12 留意事項

- (1) 審査は非公開で行い、その経緯は通知せず、問い合わせにも応じられない。
- (2) 提出された事業計画書等の資料は返却しない。採択された場合には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となるので留意すること。
- (3) 事業計画書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となるため、予算額内で実現できることのみ記載すること。なお、採択後において、申請者の都合により内容を大幅に変更する場合には、交付決定を取り消す場合があるため、注意すること。
- (4) **事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。**ただし、事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることが

できる。

- (5) 厚生労働省及び会計検査院による会計検査に備え、補助対象事業に係るすべての書類等の情報を補助事業の完了（廃止の場合を含む。）の日の属する年度終了後5年間保管し、閲覧・提出することについて協力しなければならない。